

第13回出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会 会議概要

-
- ◆日時：平成23年4月14日（木） 19時～21時
 - ◆場所：市役所1階 くにびき大ホール
 - ◆参集者：市民懇話会委員（16名）
アドバイザー（1名）、事務局、職員研究会
-

1. 第1分科会の討議報告

（世話人）市民、市民参加、新しい公共、地域コミュニティについて、3月30日、4月5日の2回にわたり分科会を開催し、計9人の委員に出席いただいた。これまで12回の懇話会で出された意見等を、アドバイザーに分けていただいた13のテーマのうちの4つのテーマを事務局で資料②にまとめていただき、資料②をもとに第1分科会の委員で資料①にまとめた。市民の定義については、第3分科会でも討議いただくことになっているが、第1分科会でも市民の定義を検討しないと次に進めないということで討論した。3案あるのでそれぞれ提案した委員から説明をお願いします。

2. 「保障されるべき市民の権利」について <<資料①>>P1

（委員）案1の「市内に居住する人」を提案したが、「市内に住所を有する者」に変更し、第4案としたい。理由は地方自治法による「地方の住民」の解釈から見解を改めた。住所を有する者の中には、人、事業所が含まれる。「住所を有する」とは長期間居住している人も含む。市内在学の人とは、例えば松江から大学に通学している人のことで、これは除く。住所を有する者のみを取り出すということ。

（委員）案1の「市内に居住する人」に対する意見はないか。

（委員）案3の「市内に住所を有する人、市内在勤・在学の人、市内の事業者」への反論として案1をもってきたようなもので、在勤、在学、事業者を除くという意味で、市内に居住する人とした。居住とは住民登録をしている人と考えている。案2の日本国籍を有する人を含む考え方である。

（委員）住民登録していなくても住所を有する人ならいいと思っている。市外から通勤している人、市内在勤の人は含まない。あくまでも市内に住んでいる人のこと。

(委員) 案2「日本国籍を有する住民」については、地方自治法の住民のところ「日本国民たる地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより…」として選挙に参加する権利や事務の監査を請求する権利等を有するとなっている。ただの住民といえば外国人を含むことになると思うが、出雲市政に関わることは日本国籍を有する住民とすべきと考える。

(世話人) 第2分科会のテーマである住民投票のなかで、「市民」と「住民」をどのように区別するかという問題があるだろうが、今のところでは、「市民」の定義は意味合いを狭めておいたほうが良いと考えるのが3人の委員の意見だ。案1から案4までの中から結論を出すものではなく、ほかの委員の意見を聞きたい。懇話会の意見を一本にまとめるということではなくて、このまま市民の皆さんに「懇話会でこんな意見ができました。」ということを訴えたい。最後の報告書のまとめ方については、再度ご相談をしたい。

(委員) 言葉の意味について整理したい。「居住する人」、「住所を有する」、「住民」、「居住」「住所を有する」、「住民登録をしている人」の違いは何か。

(委員) 「市内に住所を有する者」について説明させていただく。「住所」とは、あくまで生活の本拠地のことであり、事業所とは本店や営業所など主たる営業の活動の場があるということ。「居住する」とは住所がなくてもそこに住んでいること、例えば短期間研修に来ているとか入院している人も住んでいるので「居住」にあたるが、生活の本拠地とまではいたってない。生活の本拠を有するところの「住所」よりも「居住する」というのが広い人々を含んでいる。「住民」というのは「住所を有する」と同じ意味合いだと考えている。

(委員) 法人たる人、例えば会社を市民の定義に入れることについて、権利主体としてはいろいろあるだろうが、住民自治といったときには、市外から通勤する社員を入れるかどうかは議論があるところだ。法人そのものを入れることについてはどうしたものか。

(委員) 今日、企業体という組織体を抜きにしては社会の動きは語れない。基本条例もそういう企業体も入れないと十分ではない。

(委員) 案1から案3は自然人、人間たる人をさして、案4だけは法人も入れるということか。

(委員) 案3の市内事業者は法人である。案3と案4とはある意味似ている。法人を入れるかどうかはひとつの議論だ。「居住」する人と「住民」の意味があいまいだ、今はっきりしておいたほうが良い。

(委員) 2回の分科会で議論された意見を羅列する方法で資料を作成しておられるが、誰にでもわかりやすい「市民の定義」を一本にまとめるべきだ。「市民の定義」は大切なことであるが、時間がない中で4つも案が出ることに違和感がある。私は出雲市民だが松江市を本拠地とする事業体に通勤していた。自分は選挙権も出雲にあったから、松江市民という感覚は全くなかった。したがって、市民の定義の中に事業所や在勤者、遠隔地からの在学者は入れるべきでない。地方自治法に市民としての概念があるのであれば、それらを網羅したひとつの文言でまとめないと進まない。

(委員) 市民懇話会のなかで、今後どういったことを進めていくかに関連して市民を定義していかないといけない。市民としての役割を果たしてもらい、さらに市民としてのさまざまな意味での権利も役割分担もすべて果たしてもらい、また、差し上げるという意味では、「在住」とか「住民票」など全部含めて広い意味で市民を捉えたほうが良いと思う。この出雲市を構成する一部である以上、市民の一員として考えるべきだ。住民投票は全く別のものなので、それはそれで別の市民の定義をしたほうが良いと思う。

(委員) 松江で勤務されていた委員が松江市民としての感覚はなかったという意見は理解できる。一方、広い意味で市民を捉えるという意見にも納得できるので、その人たちが市民という認識を持っていただけるように考えなければならない。

(委員) 私の考えは案3に近いが、市内に在勤、在学の方は協働や市政には関わりにくいと考えるので、案4に属する考えだ。

(委員) もっと広い意味で市民を捉えるべき。ただ、個別の案件については責任と義務が発生するので、それをどの程度関わってもらうかは、それぞれ個々の中で考えるべきだ。

(委員) 案4「市内に住所を有する者」について、自治法では「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」とあるので市内に住所を有する者が住民であると定義されている。

(委員) 私たちは自治基本条例の話をしている。自治法に抵触するかどうかということではない。

(世話人) 分科会でもこの部分で大変な時間を割いてきた。これからの分科会で具体的な検討もしていく中で、最後にまとめさせていただければいいのかなと思う。今日は委員の皆さんからご意見を伺わせていただいたということでご理解いただきたい。

3. 「自分勝手な市民にはどう対応したらいいか？」について ≪資料①≫P1

(委員) 世話人から分科会ではいろんな意見が出たが「市民が市政に責任をもつ」という一文にまとめたという説明があった。この一文ではあまりにも大雑把で、しかも当たり前のことなので、なぜこの一文にまとめたのか、いろいろな意見とはほかにどんな意見がでたのか聞きたい。

(委員) 自分の権利だけを主張して市政発展に協力できるのか、お互いに考えてみなければならない問題として、各自がいろいろ発言したという意味です。そうした意味でこういうくりにしておこうという討議の過程である。

(委員) 自分勝手な市民にどうしたら責任を持ってもらえるのか、もう少し話し合いが出来たらいいと思う。

4. 事業者の責務・市民参加について ≪資料①≫P1～P2

(委員) 「多数の市民の意見が、より反映された行政が行われるまち」はどういう意味か。多数意見は多数決の原則から反映されることは当たり前なので書かなくてもいい。逆に言えば少数の意見をどのように扱うかが重要になるのではないか。

(委員) 「多数の市民の意見」とは、弱者を含むみんなの意見のこと。多数とは多くの意見ではなく、いろいろな意見といったほうがいい。表現としては数のことと誤解されやすいので、広く市民の声、広く様々な人の意見という表現がいいのではないか。

(委員) 「大学と連携した情報発信」と、わざわざ行政機関のうち大学だけが出ているのはどういうことか。

(委員) 「市民」のところで非常に限定的に話合われたので発言がしにくいですが、頭脳という意味で大学を入れてはどうか、情報というのは大学などの情報も広く市民が知るという意味である。(資料①一番最後の意見)

(委員) 出雲では特に島根大学医学部や看護短大からの情報発信はとても積極的で有効に働いている。医療・介護の専門的な情報が発信されている。

(委員) 大学の意味はわかった。情報発信については、まさに東京電力が原発事故に関わる情報を隠しているのではないかというような心配がある中で、事業者はマイナスを防ぐ、隠蔽を防ぐという意味では、積極的に情報を開示すべきという意味を含めてほしい。

(委員)「事業者の責務とは」で触れてもいいと思う。

(委員) 事業者も地域との関わりは大事なこと。大学はもとより、事業者からの情報発信は市民生活に密着したものになっている。暮らしている中で、事業者の関わりは深く重要な情報もある。「大学と連携した情報発信」のほかに事業者も入れたい。

(委員)「大学と連携した情報発信」とは誰が発信するのか。行政が発信するのか。市民が発信するのか。または、行政が様々な機関に情報を発信していただくようなシステムをつくるということか。

(委員)「行政が市民等との間で情報をいかにして共有するのか」というテーマであるので、相互関係にある。行政も発信するし、市民も企業も発信するという。誰が主ではなくて、総合的に、相互に発信するという意味。情報発信することで事業者もより活性化することもある。

(委員) 情報を発信する元と、それを伝えるシステムとを混同しないようにしなければならない。行政を通じて情報が伝わるというのは方法のことで、行政が情報を発信しているわけではない。発信する元は大学や事業者であるが、それらが直接住民に情報を発信することが難しいので行政の手段を使うということ。つまり、情報の発信者は大学であり、事業者ということになり、行政のシステムとかPR誌を使うということでは行政が当然入ってくることになる。それは行政が発信したということではなく、行政が手段として動いてくれたということ。

(委員)「行政情報を公開する制度の充実」は、市民がいかに参画するかということ。「大学と連携した情報発信」は、市民が市民参加をするために必要な情報をいかにして集めるかの視点であるという整理がいいのではないか。必要な情報を市民がどう得るか、相互発信という整理の仕方もあるが、市民が情報を得るという整理がいいのではないか。

(委員) 市民が教えてもらうということだけならそうだが、疑問を出ことや抗議も情報発信だ。市民からの問い合わせもあるのだから、一方からだけに限定する必要はない。多少の過不足はあるにしても相互発信ではないか。

(委員) 情報というのは人によって有益かどうか違う。その中で大学の場合も、事業者の場合も、誰が情報発信するのか、主語をはっきりさせるということもひとつの提案だとは思。しかし、この条例そのものの性格にも関係してくるので、できるだけ大学からも情報を発信してもらい、事業者からも情報を出してもらい、それを共有するということだと思う。4Pの地域コミュニティのところで、ネットワークづくりという言葉が入っている。ここでも情報発信についての概念、考えを膨らましてほしいと思っている。

これらをどのようにまとめるかは技術論になるが、お互いにどのように情報を共有してネットワークを作るかを私たちの分科会では時間をかけて協議した。表現が難しいかもしれないがみんなで一緒に考えてほしい。

(委員) 情報とは行政と市民の両側が発信するし、両側が受信するものと理解した。それが相互に行われることではじめて市民が市政に参画できると思う。そのためには「行政情報を公開する制度の充実」と「大学と連携した情報発信」では、片方しか受け取れない面もあると思うので、書き方を変えて、行政側からも発信し、受信し、市民からもいろんな発信をし、行政からの情報も受信するという相互のことがわかるような表現がいいと思う。大学等のことはその中に含まれると思う。

(委員) 「相互に発信し共有する」という表現がいい。

(委員) 「市民の声を市政に反映させる有効な方法とは？」のところ、「市民と行政」が話し合うというのはわかるが「市民と市民」が話し合うとはどのような意味か？「市民と市民が話し合う場」とは、どのような人が選ばれて、どのような集まりになるのか。市民の偏りが出でたりするので、話し合いの場の設定で「市民と市民」は要らないのではないかと思う。

(委員) 「市民と市民が話し合う場」とは、自分たちが作ったグループもあるし、組織化されたコミュニティセンターの中で話し合う場合もある。それが選ばれたとか選ばれなかったとかではなく、人が集まって話し合うなかで、やがて意見が集約されていく場であり、そこで話したことが行政に伝わるということだ。そういう意味では気持ちよく話せる場の設定は必要だと思う。

(委員) 意味としては理解できるが、実際にはそれは自治会とか町内会で話し合いをするということで当たり前のこと。わざわざそうした市民と市民が話し合う場を行政が設定することになるので自治基本条例の条文の中では「市民と市民」は必要ないと思う。

(世話人) 「市民参加総合窓口の設置」については分科会でも異論を唱えていた委員がいたので意見を聞きたい。私も問題があると思う。

(委員) 市民参加総合窓口というのは理想だ。しかしこれを現実にやると、窓口に来られる人ばかりになって市役所の内部で混乱をきたすことになるので敢えてあげないほうがいい。

(委員) 市民参加総合窓口とはどういう意味なのか。

(委員) 市民参加総合窓口については、分科会の中でもあまり強い意見ではなかった。たまたま拾った程度である。

(委員) 全国的に「すぐやる係」などはテレビ写りのいい政策ではあるが、実際には費用対効果の面や住民の自主性がかえって失われるなどの恐れもあるので、個人的にはそういう窓口は不要だと思う。

(世話人) 市民が相談にきたら、一人ひとりの市民に対してきちんと市をあげて対応してほしいという意図。意見受付係の設置のことを一歩進めた表現と解していい。このままの表現で作ったときには、市民から相当な意見がでるだろう。文章にはまとめでくいと。気持ちの上ではどういうふうに表示するかということになる。窓口や係をつくるのか、市民からの相談には全ての課が対応できるという気持ちをもってもらうという大切さを入れていけばいいと理解している。

5. 新しい公共について 《資料① P3》

(世話人) 討議テーマについて「新しい公共」という言葉はなじみがないので「新しい公共サービス」に置き換え、「協働」という言葉も出雲市ではまだ市民権を得ていないので「協力して実行する」に置き換えて分科会では議論した。

(委員) 「行政が担えなくなったサービスをボランティアやNPOが担う」について、「行政が担えなくなったサービス・・・」という言い方は変えるべきだ。行政とNPOの役割分担だと思う。行政ができないことをNPOやボランティアがやる、またNPOやボランティアができないことを行政がするという、役割を分けてやるという意味がいい。

(委員) 私もそのとおりだと思う。行政が担えなくなったからではなく、隙間をどう埋めるかとか、より充実させるために、という考え方でないと、今のままの表現では行政に手抜きすることの口実を与えてしまうことになる。

(委員) NPOが得意な分野をぜひ市政にいかしてほしい。そういう場所を与えてほしいという意味だ。このまとめ方、表現は提案者の意図とは違う。

(委員) 「新しい公共」という言葉はなじみがないということで、「新しい公共サービス」とされているが、従来からの「公共サービス」というと行政のサービスのことをいうので、「新しい公共サービス」というのは少し疑問がある。

(委員) 「公共サービス」とアドバイザーのおっしゃる「公共」にはずれがあるかもしれない。公共という言い方はパブリシティということだから、公共サービスというよりも公

共活動といったほうが近いかもしれない。新しい公共サービスという言い方は少し気になる。

(世話人)「新しい」をはずしたほうがいいのか。ただの「公共サービス」でいいという意見もあった。

(アドバイザー) 私は皆さんから討議したいという内容をカテゴリー化して討議項目としてまとめてみた。例えば公共サービスと市民ボランティアについては、「統治からガバナンスを」という言葉があったり、ガバナンスという言葉は民主党政権ではよく使われている新しい公共とほぼ同義語だと判断しており、NPO やボランティアについてはどこかで議論しないといけないとの判断から、「新しい公共」として便宜的にくくった。結果的にこれが「公共サービス」になっても「公共」が使われなくなったとしてもそれはかまわない。いずれにしてもNPOの位置づけやボランティアの位置づけということは、自治基本条例の中で議論する必要があるだろうということで、どこかでくくらなければならないと考えたものである。

(委員) 公共サービスという言い方は限定的過ぎるかもしれない。「新しい公共」という言葉もわかりにくい言葉だ。何かほかに良い言葉はないものか。

(世話人) この前もこの部分ではかなり時間を割いた。我々が出したテーマの中で、第4分科会でまとめるために大きく括った1つが「新しい公共」という言葉だ。その言葉そのものの意味について引っかかるということであれば、「公共」でもいいと思う。

(委員)「新しい」とか「公共サービス」はひっかかる。NPO やボランティアのことを入れないといけないので、「まちづくりや市民参加にかかわるNPOやボランティアの役割」という表現にかえてみたらどうか、「新しい公共」、「公共サービス」という言葉にはこだわらないほうがすんなりいくのではないか。「サービス」を削ろうとか「新しい」という言葉だけを削るのはひとまず置いておいたらどうか。

(委員) 前のテーマの市民参加の続きにしたらどうか。枠をとってしまっってはどうか。

(委員) 私は、「新しい公共」という言葉でもいいと思う。理由は「新しい公共」とはどんなものか説明を入れる必要があるが、これまで公共とか公共サービス、公共活動など、何にせよ行政のみが行ってきたものを、これからの時代はNPOやボランティア、一般の市民が新たに担っていく、みんなでやっていくということが「新しい公共」という意味でこの項目はあっていいと思う。新しい公共という言葉でとてもいいとはいえないが、これでもいいかなと思う。市民参加というのは「市民が行政のことに参加する」ことであり、行政に参加するということだ。新しい公共とはこれまで行政がして

いたことをほかの人たちも主体的に参加するという意味ではないかと思う。

(委員) 新しい公共は内閣府が使っている言葉で、内閣が変わるとこの言葉は使わなくなる可能性もある。市民参加でもいいような気もする。

(委員) 「新しい公共」でも「新しい公共サービス」でもいいように思う。市民参加の枠に入れるのは幅が広すぎて反対。全部が一緒になってしまうので、これは別にしておいたほうがいい。ただし、「行政が担えなくなったサービスを・・・」という表現はすべきではない。

(世話人) 今ここでは結論が出せない。市民にはこのままでぶつけるかどうかも含めて最終的に判断することになるだろう。

(委員) 「行政が担えなくなったサービスを・・・」のこの文章自体が必要ないと思う。ボランティアやNPO団体は、自分たちのやりたいという使命を持ってやっているのであって、隙間を埋めるためにやっているわけではないので、「一翼を担う」とまで書く必要はないと思う。コストがかかっても行政が担わなければならないこともあるので、この文は必要ないと思う。

(委員) 「NPO が健全な運営ができるような方策に市が協力する」については強く希望する。NPO に関係する方から、「いろいろしたいことはいっぱいあるのだけれど、市やトップから反対されて何もできない」という意見を聞いているので、NPOの職員が考えたことを市は協力ということだけで動いてくれるような状態になってほしいと期待する。それが伝わるような言葉で載せて欲しい。

(委員) 行政が反対すると言われたが、NPO は行政と関わりなく自分たちがやりたいことをやっているのであって、行政が反対するという意味が分からない。

(委員) 信じられないだろうが、それが真実である。

(委員) 「協働の仕組みづくり」とは何か。

(世話人) NPO と行政とが協働でやっていく、あるいは「市民」と「市民」が協働でやっていくことをどういう仕組みでやるかということここには言っている。行政と市民の役割というところで根本的に認識の違った話が両方からでている。NPO はいらないとかNPO は自分たちがやりたいことしかやっていないという意見と、行政がきちんと全部サービスをやるべきだという意見が大きく意見が分かれたので、このへんはもう少し詰めて議論をしていく必要がある。

(委員)「サービス」、「行政サービス」という言葉にはちょっと疑問が出ている。「行政が担えなくなったサービス」も同じ事。これらをどう整理するか。文言として「行政サービス」という言葉には疑問が残る。自分は青パトをやっているが、これなども行政が担えなくなったということではなくボランティアの世界だ。「行政が担えなくなったサービス」の文言と、「行政サービス」という言葉は、今夜は結論が出ないかもしれないが、言葉を整理する必要がある。サービスではなくて、本来なら警察がやるべきこと、交通安全を手が回らないからということもあって、青パトが自分の車で自分のガソリンでボランティアとしてやっているのだから、「行政が担えなくなったサービス」に疑問をもっている。

(世話人)「本来的には行政がやること」という考え方が今まだ生きているのか、これから先も続けられるのかということが、自治基本条例をつくっていくかどうかの大元になると思っている。もう少しみんな考えてみたいと思う。

6. 地域コミュニティについて 《資料① P4》

(世話人) 地域・家庭・学校についての意見は1つにまとめた。自治会のことについてもいろいろ意見が出たが、分科会で一本化してまとめた。

(委員)「地域の奉仕の心を守り伝える」について、気持ちとしては大事なことだと思うが、精神論的なことなので自治基本条例に盛り込むことについては反発が予想される。

(世話人) 人の心の中までも条例に入れるのか、と受け止められることになるのではないかと心配。

(委員) 今の世の中はそういう奉仕の心が抜けているので、過去の条例にこだわることなく、新しい条例には心の部分をいれてもいいと思う。

(委員) この文言が条例に入ってくるのはいかがなものか。市長に提出する提言書になら入れてもいいのではないかと。提言書どまりということ。

(委員) 自治会の位置づけについて、①と②に「ネットワークづくり」とあるのは、同じ「新しい組織のネットワークづくり」ととらえてよいのか。それとも旧来からあるいろいろな協議会や町内会の仕組みを残しながら新しい仕組みをつくるのか、新しいものと旧来の仕組みを組み合わせるのか確認したい。

(委員) 自治会、自治協会の力は地域によって随分と差がある。自治会費を集めるだけの機能しかない組織になっているところもあるので、自治会という文言をあえてはずした。

そこで、いろいろなグループがありそれぞれ活動しており、それらのグループを寄せ集めて新しいネットワークづくりをするということにした。連携強化については、それらのネットワークを連携強化しなければならないということ。言葉足らずである。

(世話人) もともとは1つの文章だったが、センテンスが長かったので2つの文章に分けた経緯がある。

(委員) 「コミュニティセンターは、コミュニティの中心の場、住民サービスの拠点」について、委員の中にコミュニティ関係の方がいらっしゃるはずだが、こういう要件でいいのか意見を聞きたい。

(委員) とてもいいと思う。コミュニティセンターは何かをする場ではなく、皆さんが何かをする場という意味ではいい表現だと思う。

(委員) 「ネットワークづくりと行政との連携強化」は「ネットワークと行政との連携強化」としたほうがわかりやすい。

(委員) アドバイザーに聞きたい。こういう心の問題、奉仕の心を条例の中で使うことについてアドバイスいただきたい。

(アドバイザー) とても難しい。個人的には人の内面に踏み込むようなことはどうかと思うが、しかし、この議論の中で皆さんがどうしても大事だと判断されれば使われてもいいと思う。その場合、この言葉を直接使うのか、実際に実現されるような仕組みのようなものを考えて、それを条文に盛り込むのかという議論はあるかと思う。

(委員) 人の心に踏み込むという意見もあるが、言葉のニュアンスの取り方は人によって違っていて、言い方をここに載せる上では慎重に考えなければならないと感じた。しかし、過去の例にとらわれず、ぜひ入れていただきたいと思う。

(世話人) 「守り伝える」ということは皆さんからの意見をそのまま取り上げた。実際の文章にすると人の心のことまで言うのかという反論が出る恐れがあるので注意が必要だ。

(委員) 「地域の伝統を伝えてゆく」という項目には、地域の「心」も入っていると思う。奉仕の心を守り伝えるということは違和感があるということだが、地域の伝統を伝えるなかに奉仕の心も入っているのかなと思うので、「奉仕の心」ということをもう少し検討させていただきたい。

(委員) 伝統の心と奉仕の心とは全く違うと思う。もう少し検討したいとおっしゃってい

るので期待したい。その言葉がきまってからまた話し合ひましょう。

(委員) 心の問題は憲法に保障されている自由のことなので、反論されると答えようがない。先に進めなくなる可能性があるので、あえて入れる必要はないと思う。

(世話人) 第4分科会のテーマである「まちの理想像」のところで話し合う機会があると思う。今日の地域コミュニティのところの議論はこの程度にし、文章化したときに皆さんのご意見を聞きたい。

(委員) 「新しい組織のネットワークづくり」とは何か？

(世話人) 既存のネットワークが壊れつつある中で、基本条例の持ち味としては過ぎるのではないかと思うが文章を作るときにまた議論したい。

(委員) 地域コミュニティについて、おととい、アドバイザーの震災に関する記事が出ていた。震災に関して地域コミュニティはこれからの暮らしの起点になると書かれている。この件について話を聞かせてほしい。

(アドバイザー) 産経新聞の記事のことだと思う。選挙についての取材だったように記憶している。地域コミュニティのことをどういう風に話したかはあまりよく覚えていない。ちょうど震災があったただ単に防災のことを言うより、人の生きかたや暮らし方というのが新たに問われ直すのではないかと、今はまだ震災が起きて間もなく非常時の真っ只中なので、あまり冷静にもなっていない状態なので、何とも言いようがないところだが、いずれ冷静になってくれば生き方の問題、暮らし方の問題は問われるだろうということを答えたように記憶している。その中で地域コミュニティは大事な存在だと言ったかどうかは覚えていないが大切なものだと思っている。

(世話人) 今日の意見も全部入れたもので皆さんに見ていただきたいと思う。いよいよ議論が詰まってきて、それぞれの立場でいろいろな考え方の意見が出てきているので、まとめる際には両論を併記した形で今日の会の部分をまとめたいと思う。

(アドバイザー) 今日、気になったことを申し上げる。私がまとめた討議テーマに忠実にやっていただいたが、テーマについては皆さんが付箋に書かれた内容を私が便宜上まとめさせていただいたものだ。これから少なくともこれぐらいは議論が必要じゃないかとかということテーマにさせていただいたもので、それ以上に議論しなければならないテーマもあるだろうし、逆に必要のないものもあるかもしれない。そのことを是非ご理解いただきたい。それから、落としどころについて、ある程度提言の形が見えるような議論ができればいいと思う。今日のような形でも十分議論ができることはわかったが、

もう少し文章になってもいいのかなとも思っている。条文の形ではなく主語と述語、誰がどうするといった文章になっていたほうがいいと思う。また、限られた時間なのでもう少し絞ってもいいのかなとも感じた。分科会で意見が出そうなことは集中して議論したり、意見があまりないと思われるところはさらっと流したり、などでもいいと思う。例えば事前に資料を送付して意見を聞いておき、たくさん意見がでているものは集中して議論をするなどしてもいいと思う。また、議論の中で、もう少し現状をベースにしてもいいのかなとも思う。例えば市民参加の有効な方法では、今どういうものがあり、不足しているもの、あったらいいものなどの議論もされてもいいと感じた。

(代表世話人) 次回については、資料を事前送付する。物量があるがご一読願いたい。次回以降の日程は次第の記載のとおり。

以上